

都内区市の持ち去り防止取り組み一覧(平成28年7月更新) (公社)東リ協会調べ(東京都環境局(H28.1.1)等資料を参考とした)

自治体	持ち去り条例の有無	対象品目	収集禁止	所有権明示	集団回収	罰則				
						氏名公表	5万円以下過料	20万円以下罰金	50万円以下罰金	
<b>23区部</b>										
1	千代田区	-								
2	中央区	●	古紙・びん・缶・その他の区規則で定める資源物	●		●				
3	港区	●	古紙・びん・缶・その他の区規則で定める物	●				●		
4	新宿区	-								
5	文京区	●	古紙・びん・缶・その他再利用の対象となる物	●				●		
6	台東区	-								
7	墨田区	●	収集場所に出された資源→特定資源物:資源物のうち規則で定めるもの>古紙・缶・びん・PETボトル・発泡S食品トレー	●				●		
8	江東区	●	条文に規則する資源物	●	●			●		
9	品川区	●	資源物(古新聞やあき缶などの資源物)	●	●		●			
10	目黒区	●	家庭廃棄物のうち古紙、びん、缶又はペットボトルその他の再利用可能なもの(資源物)	●	●	●				
11	大田区	●	古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となるもの	●	●			●		
12	世田谷区	●	古紙・ガラスびん、缶等再利用の対象となるもの	●				●		
13	渋谷区	●	規則で定める廃棄物	●				●		
14	中野区	●	家庭廃棄物のうち再利用を目的として分別されたもの	●	●					
15	杉並区	●	古紙・びん・缶その他の再利用の対象となる物	●	●	●		●		
16	豊島区	●	古紙、びん、缶、ペットボトル等再利用の対象となる物	●				●		
17	北区	●	びん、缶、古紙その他の再利用の対象となる物	●				●		
18	荒川区	-								
19	板橋区	●	所定の場所に持ち出された資源物	●	●	●		●	●常習	
20	練馬区	●	古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもの	●	●	●		●		
21	足立区	●	古紙、びん、缶その他の再利用を目的として分別されたもの、金属を含む廃棄物及び小型家電	●			●	●		
22	葛飾区	●	古紙、びん、缶等再利用の対象となる物	●				●		
23	江戸川区	-								
	小計	18		18	4	4	5	2	14	1
<b>市部</b>										
1	八王子市	●	古紙・びん・缶その他の市規則で定める資源物	●		●		●		
2	立川市	●	規則で定める資源物	●		●		●		
3	武蔵野市	●	資源ごみ	●						
4	三鷹市	●	規則で定める品目	●		●		●		
5	青梅市	●	資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するもの	●				●		
6	府中市	●	古紙、布、缶、びん、ペットボトル	●		●		●		
7	昭島市	-								
8	調布市	●	規則で定める資源物	●		●		●		
9	町田市	●	資源物のうち、規則で定めるもの	●				●		
10	小金井市	●	所定の場所に排出された資源物及び集団回収で収集される資源物	●	●	●		●		
11	小平市	●	一般廃棄物の処理計画に定める所定の場所に排出された資源物	●		●		●		
12	日野市	●	資源物のうち、一般廃棄物処理計画で指定するもの	●				●		
13	東村山市	●	規定に基づき排出された資源物	●	●					
14	国分寺市	●	市が収集する資源物及び集団回収で収集される資源物	●	●	●				
15	国立市	-								
16	福生市	●	所定の場所に排出された資源物	●		●		●		
17	狛江市	●	所定の場所に排出された規則で定める資源物	●		●		●		
18	東大和市	●	規則で定める資源物	●		●		●		
19	清瀬市	●	一般廃棄物の処理計画に定める場所に集積された資源物	●	●	●				
20	東久留米市	-								
21	武蔵村山市	●	規則で定める資源物	●		●		●		
22	多摩市	●	所定の場所に持ち出された資源物	●		●		●		
23	稲城市	-								
24	羽村市	-								
25	あきる野市	-								
26	西東京市	●	所定の場所に排出された資源物	●	●					
	小計	20		20	3	2	14	0	15	0
	<b>合計</b>	<b>38</b>		<b>38</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>29</b>	<b>1</b>